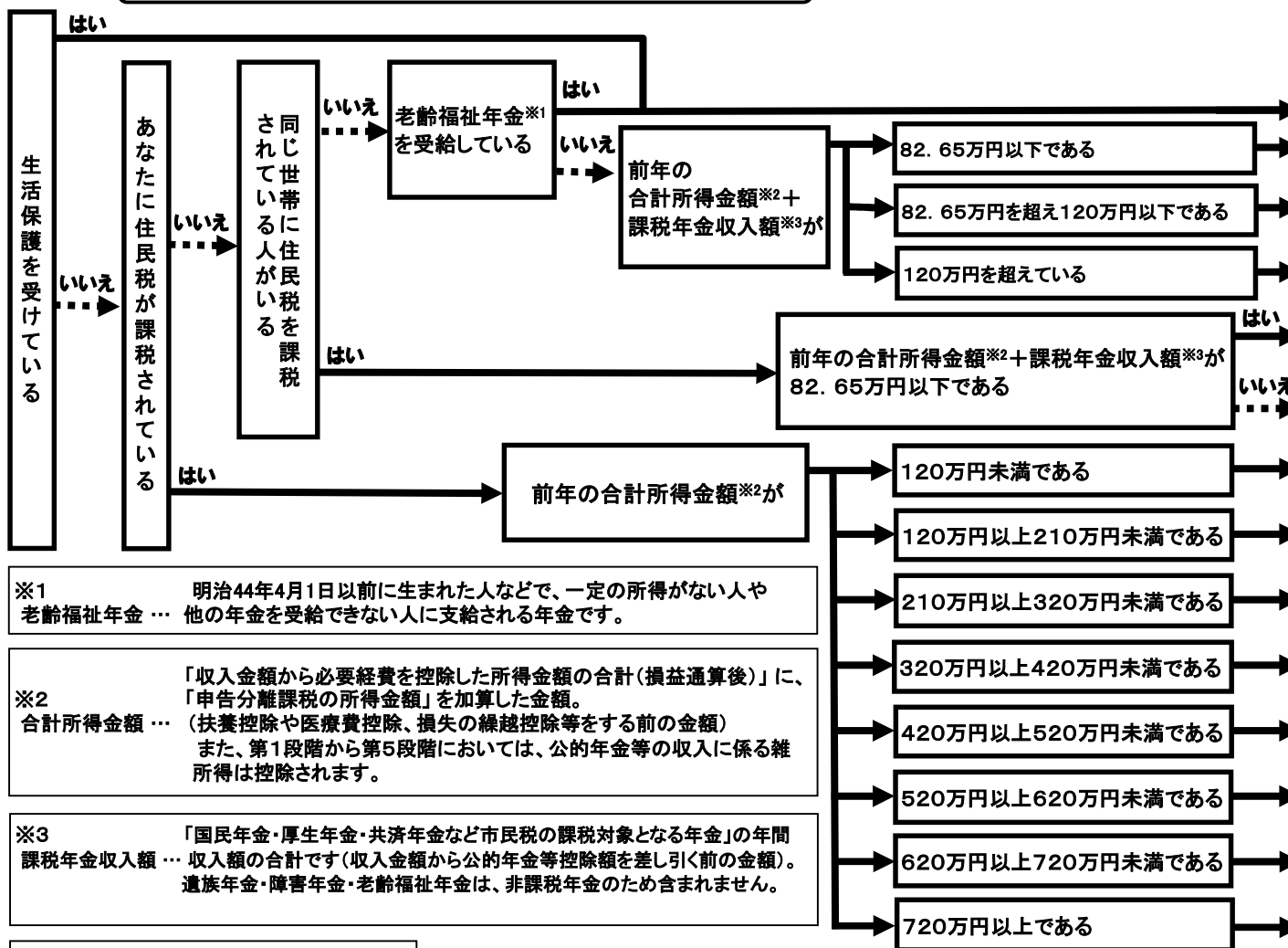


介護保険料の決まり方

65歳以上の人の保険料は、市の介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。

あなたの保険料段階を確認しておきましょう



※1 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や
老齢福祉年金 … 他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額…「収入金額から必要経費を控除した所得金額の合計(損益通算後)」に、「申告分離課税の所得金額」を加算した金額。
(扶養控除や医療費控除、損失の繰越控除等をする前の金額)
また、第1段階から第5段階においては、公的年金等の収入に係る雑所得は控除されます。

※3 「国民年金・厚生年金・共済年金など市民税の課税対象となる年金」の年間
課税年金収入額…収入額の合計です(収入金額から公的年金等控除額を差し引く前の金額)。
遺族年金・障害年金・老齢福祉年金は、非課税年金のため含まれません。

介護保険料を納め始めるのは

第1号被保険者として保険料を納め始めるのは、65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)の分からです。

例

5月1日生まれ⇒4月分から

5月2日生まれ 5月分から

保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて、自己負担額が増えるなどの措置が取られます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各段階において保険料を決める基準となる額のことです。介護保険料は所得が低い人などの負担を大きくしないために、本人や世帯員の住民税課税状況や、本人の前年中の所得に応じて決められています。

※香取市の令和 6 年度～令和 8 年度基準額は66,000円です
(基準額の全国平均は74,700円です)

所得段階	基準額に対する割合	令和8年度 年間保険料
1段階	基準額×0.285	18,800円
2段階	基準額×0.485	32,000円
3段階	基準額×0.685	45,200円
4段階	基準額×0.85	56,100円
5段階	基準額	66,000円
6段階	基準額×1.12	73,900円
7段階	基準額×1.25	82,500円
8段階	基準額×1.40	92,400円
9段階	基準額×1.70	112,200円
10段階	基準額×1.90	125,400円
11段階	基準額×2.10	138,600円
12段階	基準額×2.30	151,800円
13段階	基準額×2.40	158,400円

納付が難しいときにはご相談を

災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときはそのままにせず、まずは担当窓口までご相談ください。

問い合わせ先…香取市役所 高齢者福祉課 電話 0478-50-1208